

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第30号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和48年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年7月鳥取県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（条例第2条第3項の規則で定める者）</p> <p>第1条の2 <u>条例第2条第3項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>（1） <u>老人保健法施行規則（昭和58年厚生省令第2号）第50条第4項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた者</u></p> <p>（2） <u>次に掲げる認定証に記載された減額対象者</u></p> <p>ア <u>健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第59条第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第105条第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p>イ <u>国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第26条の3第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第27条の14の3第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p>ウ <u>船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第24条ノ2ノ6第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第47条ノ2ノ7第2項の規定により交付された限度額適用</u></p>

( 条例第 3 条第 5 項第 2 号の規則で定める者 )

第 1 条の 2 条例第 3 条第 5 項第 2 号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

( 1 ) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 ( 平成 19 年厚生労働省令第 129 号 ) 第 67 条第 2 項の規定により限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた者

( 2 ) 次に掲げる認定証の適用・減額対象者又は減額対象者の欄に記載された者

ア 健康保険法施行規則 ( 大正 15 年内務省令第 36 号 ) 第 105 条第 2 項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

イ 国民健康保険法施行規則 ( 昭和 33 年厚生省令第 53 号 ) 第 26 条の 3 第 2 項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第 27 条の 14 の 4 第 2 項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

ウ 船員保険法施行規則 ( 昭和 15 年厚生省令第 5 号 ) 第 47 条ノ 2 ノ 8 第 2 項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

エ 国家公務員共済組合法施行規則 ( 昭和 33 年大蔵省令第 54 号 ) 第 105 条の 9 第 2 項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

オ 地方公務員等共済組合法施行規程 ( 昭和 37 年総理府文部省令第 1 号 ) 第 110 条の 5 第 3 項の規定に自治省

・標準負担額減額認定証

工 国家公務員共済組合法施行規則 ( 昭和 33 年大蔵省令第 54 号 ) 第 99 条の 3 第 2 項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第 105 条の 9 第 2 項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

オ 地方公務員等共済組合法施行規程 ( 昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号 ) 第 106 条の 3 第 3 項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第 110 条の 5 第 3 項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

カ 私立学校教職員共済法施行規則 ( 昭和 28 年文部省令第 28 号 ) 第 4 条の 5 第 3 項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第 4 条の 13 第 3 項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

より交付された限度額適用・標準負担額減額認定証

カ 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第4条の13第2項の規定により交付された限度額適用証

（条例別表第5号の規則で定める者）

第2条 条例別表第5号の規則で定める者は、前年の所得（1月1日から6月30日までの間の医療に係る医療費を負担することとなる者については、前々年の所得とする。）について、所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がない者とする。

（条例別表第1号の規則で定める者等）

第2条 条例別表第1号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げる者とし、同号の規則で定める額は、それぞれ同表の右欄に定める額（その者に所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者又は扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がいる場合で、当該扶養親族等が同法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、同表の右欄に定める額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円（当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族である場合にあっては、当該特定扶養親族1人につき25万円）を加算した額）とする。

当該年度分の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第34条第1項第1号から第4号まで又は第10号の2に規定する控除を受けた者	当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者	当該控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が地方税法第34条第1項第6号に規定する特別障害者である場合にあっては、40万円）
当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する	当該控除を受けた者につき27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規



象		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	
人年 数4	国民健康保険被保 険者	人	人	人	人	人	人	人
月 1	後期高齢者医療被 保険者						—	
日 現 在 )	その他の社会保険 被保険者							
	計							

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第7条関係)

特別医療費補助事業実績報告書

職 氏 名 様

鳥取県特別医療費助成条例施行規則第7条の規定に基づき、 年度における事業実績を次のとおり報告  
します。

年 月 日

市町村長 氏 名 印

助成事業 区 分	助成費支給件数		補助基本額 (ア) 円	補助所要額 (ア)×1/2 (イ) 円	補 助 金 受入済額 (ウ) 円	差 引 き 過不足額 (イ)-(ウ) 円	備 考
	区分	延べ 件数					
条例別表 第1号	国民健康保険被 保険者	件					
	後期高齢者医療 被保険者						
	その他の社会保 険被保険者						
条例別表 第2号	国民健康保険被 保険者						
	後期高齢者医療 被保険者						
	その他の社会保 険被保険者						
条例別表 第3号	国民健康保険被 保険者						
	後期高齢者医療 被保険者						
	その他の社会保 険被保険者						
条例別表	国民健康保険被						

第 4 号	保険者					
	後期高齢者医療 被保険者					
	その他の社会保 険被保険者					
条例別表 第 5 号	国民健康保険被 保険者					
	後期高齢者医療 被保険者					
	その他の社会保 険被保険者					
条例別表 第 6 号	国民健康保険被 保険者					
	後期高齢者医療 被保険者					
	その他の社会保 険被保険者					
合 計	国民健康保険被 保険者					
	後期高齢者医療 被保険者					
	その他の社会保 険被保険者					

注 1 助成費支給件数の欄の延べ件数は、本年度に助成した件数（償還払のものを含む。）を記入すること。

2 補助基本額の欄は、本年度に助成した額から損害賠償による返還金、不当利得による返還金及びその他の収入の累計額を控除した額を記入すること。

添付書類

- 1 特別医療費補助基本額算出内訳書
- 2 特別医療費助成事業に係る歳入歳出決算の見込書

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。